

令和4年度第1回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日時	令和4年7月7日（木） 午前10時00分から午後11時50分まで
場所	旭川市教育委員会 4階 会議室
出席者（委員）	12名 高野拓実，福澤 秀，辻並浩樹，鈴木示諭，富樫祐一，中村育恵， 早川則夫，水野君平，館野恭子，安田小響，村本暁宣，坂田尚司（敬称略）
出席者（事務局）	（学校教育部）品田部長，眞田次長 （教育指導課）末木主幹，忠海課長補佐，竹中課長補佐，角地主査
会議の公開・非公開	非公開（旭川市情報公開条例第8条該当：個人情報を取り扱うため）

会議録

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 参加者紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 旭川市いじめ防止等連絡協議会の運営等について
- 6 議事
 - (1) 議題1 令和4年度におけるいじめ対策の強化について

※事務局から，令和4年度におけるいじめ対策の強化について説明
（会長）

 - ・事務局から令和4年度におけるいじめ対策の強化について説明があったが，委員の皆様から何かないか。

（委員）

 - ・先程，事務局から令和4年度におけるいじめ対策の強化について説明があったが，教職員を対象とした研修の充実について，学校現場の様子をお話しさせていただく。
 - ・市教委主催のいじめ対策に係る研修の第1回目が5月10日にZ o o mにより行われ，各学校の生徒指導担当やいじめ対策担当の教員が参加した。
 - ・内容については，いじめ防止等の基本的な考え方や学校いじめ対策組織の役割，学校いじめ防止基本方針の見直し，いじめの未然防止・早期発見の取組について研修する構成になっており，研修後，各学校からの参加者が，研修内容を還元するため，研修資料等を活用し，各学校での校内研修を行い，全ての小中学校において，いじめ防止等の取組を充実するよう考えを一つにしたところである。

（会長）

 - ・学校現場において，教職員を対象とした研修の充実が図られている様子が分かった。
 - ・学校におけるいじめの早期発見の機会の充実として，いじめアンケートを3回に増やすという説明があった。
 - ・もうすでに1回目のアンケートが終わっていると思うが，小学校長会の立場から取組の様子を伺いたい。

(委員)

- ・学校におけるいじめの早期発見の機会の充実として、自校の取組を紹介する。
- ・本校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ防止対策組織を設置しており、いじめを把握するためのアンケートへの記載内容についても対策組織の中で一つ一つ確認した。
- ・組織のメンバーとしては、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭を中心に、必要に応じて学年主任や担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を加えている。
- ・アンケートへの記載内容を基に、関係する児童への聴取りを行うなど、丁寧に対応し、児童への指導や保護者への説明を行った。
- ・また、本校では、年3回のいじめを把握するためのアンケートに加え、独自に、毎月行う生活目標を振り返るアンケートにおいても、いじめに関わる設問を設定している。

(会長)

- ・事務局に伺うが、いじめを把握するためのアンケートは、児童生徒を対象とした悉皆調査か。

(事務局)

- ・その通りである。これまで北海道教育委員会の調査を6月と11月の年2回実施していたが、今年度は、市独自のアンケート調査を2月に実施することとし、1回増やしている。

(会長)

- ・各関係機関との連携の強化として、子ども総合相談センターと教育委員会において情報共有がなされているとのことだが、もう少し詳しく伺いたい。

(委員)

- ・子ども総合相談センターでは、電話やメールによる相談窓口を設置しており、いじめや不登校を含め、子育て全般に関わる相談が寄せられている。
- ・相談内容によっては、学校、教育委員会と連携を図る必要があり、昨年度1月から毎月定期的に情報共有を行っている。
- ・子どもや保護者を支援するためには、学校、教育委員会、子ども総合相談センターの連携が大切であることが改めて確認できた。

(会長)

- ・教育委員会では、新たに「いじめや人権に関わる学習」を実施するとのことであるが、法務局の立場からの意見を伺いたい。

(委員)

- ・お手元の配付資料にあるように、法務局では、平成18年度から小・中学生を対象にSOSミニレターを配付しており、児童生徒が相談のための手紙を出す際、切手を貼らなくても投函できるようにしている。
- ・手紙が届いた際には、法務局の人権擁護課の職員や人権擁護委員が、記載内容を確認し、相談内容に応じて返信しているところであるが、いじめ等の相談については、関係機関とも連携し対応している。
- ・今年度も、すでに数件の手紙が届いており、対応しているところであるが、引き続き、このような取組を進めていく。

(会長)

- ・子ども総合相談センターの電話やメール、法務局のSOSミニレターのような相談について、他都市や他機関では、LINEによる相談窓口も用意されているが、LINEによる相談は難しいのか。

(委員)

- ・法務局も一部の地域においては、LINEによる相談窓口の設置に向けた取組が進んでいるが、旭川では設置に至っていない。

(委員)

- ・以前、スクールカウンセラーの配置時間が少ないと聞いたことがあるが、スクールカウンセラーの拡充や配置時間について事務局に伺いたい。

(事務局)

- ・スクールカウンセラーの配置については、市費による配置として令和3年度当初2096時間を令

和4年度当初2848時間とし、752時間増加した。

(2) 議題2 「(仮称) いじめ防止条例」の制定について

※事務局から、「(仮称) いじめ防止条例」の制定について説明

(会長)

- ・条例への位置付けを検討している基本的施策等の市長（市長部局）における早期対応・早期解決に「児童生徒、保護者への支援や救済措置」とあるが、救済措置とはどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

- ・現段階としては、市長部局がいじめの相談等を受けたときに、専門的な知識のある方々と協力し、支援していくことを想定している。

(委員)

- ・市長（市長部局）における具体的な取組等については、子育て支援部が道内外の学識経験者による有識者会議を立ち上げ、意見聴取を進める準備を始めていると聞いている。
- ・「児童生徒、保護者への支援や救済措置」についても、有識者会議において意見を求め、具体的な内容を条例や施策に盛り込んでいく予定である。

(委員)

- ・教育・行政・地域連携による「旭川モデル」の構築に取り組むとのことだが、「旭川モデル」とは、旭川が独自に開発し、旭川にしかないモデルということなのか。それとも、他都市の取組を旭川としてアレンジしたものなのか。

(事務局)

- ・条例の制定やいじめ問題等への取組として、全国各地に様々な好事例があると考えている。
- ・「旭川モデル」については、本市の現状と課題を踏まえるとともに、全国各地の好事例を参考にしながら構築に当たりたいと考えている。

(委員)

- ・現在、いじめ防止等対策委員会において調査を行っている重大事態は、全国から多くの御心配の声をいただいております。本市において、同様の事案が二度と起こらないようにしていかなければならないと考えている。
- ・現在、様々な課題が指摘されている本市だからこそ、他都市の参考となるような「旭川モデル」の構築に努めたいという市長の思いを受けている。
- ・構築に当たっては、令和3年12月に視察した大津市、岐阜市、寝屋川市における取組を参考にしている。
- ・市長部局で検討している「いじめ対策専門部署の設置」は、本市のいじめ対策の核となるものと考えており、市長部局が中心となり、いじめ対策の強化に取り組んでいる他都市の取組を参考にし、旭川の実情に合ったものにした。
- ・また、「学校・教育委員会の体制強化」は、学校におけるいじめ対策を専門に行う「いじめ対策監」を配置している岐阜市の事例も参考にしながら、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめに適切に対処できる環境の整備に努めたい。
- ・それぞれの取組のよさを取り入れ、本市の実情にあった「旭川モデル」を構築したいと考えている。

(委員)

- ・岐阜市の取組について、事前に資料等で確認しているが、岐阜市では、なぜいじめは起こるのかというメカニズムに対するアプローチがはっきりとしているので参考にしたい。
- ・いじめ防止等については、未然防止の取組が大切であることから、各学校における取組の充実をお願いしたい。

(委員)

- ・骨子案の概要には、市長部局、教育委員会、学校における未然防止、早期発見、早期対応・早期解決等の具体的な内容が示されていてよい。
- ・学校で実施されるいじめアンケートは、起きてしまったいじめへの対応となるが、児童生徒は相談

したことで、また自分が嫌な思いや辛い思いをすることを恐れているのではないか。

- ・いじめはいけないことと理解することはもちろんであるが、安心して相談できたり、相談者の安全が確保され、守られたりする仕組みを構築することも大切である。

(会長)

- ・先日、新聞記事において、いじめに対する学校の取組や保護者の認識について調べた調査結果が公表され、学校と保護者の認識の違いがあることが指摘されていた。
- ・また、別の情報であるが、保護者は子どもがいじめの被害にあった場合、警察や弁護士に相談した方がよいと考えているという記事を目にしたこともある。
- ・学校は、保護者や児童生徒から信頼を得るために、どのような取組が必要なのか。

(事務局)

- ・北海道教育委員会が公表したアンケート結果が、新聞等で報道されており、いじめが起きた場合の学校の対応や学校がいじめの未然防止の取組等について、学校と保護者の認識の違いがあることが指摘されていた。
- ・学校の対応が分からないとの回答が68パーセント、未然防止の取組が分からない51パーセントと半数以上の保護者が分からないと回答していることは課題の一つである。
- ・学校は、学校だよりや参観日、懇談会、ホームページ等を通じて、保護者や地域へ取組の具体を発信する必要があると考えるとともに、そのことが信頼を得ることにつながると考えている。

(委員)

- ・条例の骨子案について、意見聴取において、PTA連合会を通じて保護者に説明するとのことであるが、具体的にどのような協力をすればよいのか。

(事務局)

- ・事務局としては、パブリックコメントの実施等により、広く市民の皆様から御意見をいただき、条例の内容等に反映させていきたいと考えている。
- ・意見聴取の方法等については、検討中でありPTA連合会にも改めて説明に伺う予定である。

(会長)

- ・今後、子どもたちの間で、SNSにおける悪口の書き込みや画像の流出などのネットトラブルがますます増えてくると考えており、その中には違法行為の疑いがあるものも含まれ、学校もその対応に苦慮すると思われるが、「子どもたちのネットトラブルにおける学校と警察の連携」について、警察の方に伺いたい。

(委員)

- ・警察では、各学校において年1回非行防止教室等を行い、SNS等によるネットトラブルについて講話等を行っている。
- ・家出等の非行行為を行った児童生徒のスマートフォンの所有率は高く、所有した年齢も低いことが多い。
- ・児童生徒が利用しているアプリケーションは様々であり、そのことを知らないのは保護者や先生などの大人であることが懸念される。
- ・児童生徒にスマートフォンの正しい使い方や安全な使い方、危険が潜んでいることを教えるなど、今後も学校と連携を図っていく。

(会長)

- ・今後、犯罪との区別がつかない悪質ないじめの問題等に、学校は苦慮すると思われるが、「いじめの問題における学校と警察との連携」について、警察の方に伺いたい。

(委員)

- ・いじめの問題における学校と警察との連携において、犯罪と区別がつかない悪質ないじめの問題等については、学校で判断がつかないことも多いと思われることから、まずは学校と警察で情報共有することから始めたい。
- ・警察は、事件性の有無等について判断し、学校や保護者、児童生徒への支援に当たることになる。
- ・問題の解決に当たっては、児童生徒の発達段階等を考慮し、警察が介入しない方がよい場合もある。

(会長)

- ・いじめの問題を把握した際、非行少年として扱う例はあるのか。

(委員)

- ・いじめの問題における暴力行為等の加害側は、非行少年として扱うなどしている。

(会長)

- ・いじめの問題等においては、子どもたちの心のケアや、保護者への支援も必要と思われるが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの立場から、条例制定に関わり意見等はあるか。

(委員)

- ・児童生徒や保護者と直接話をする中で、いじめの被害にあった児童生徒から話を聞くことがある。
- ・聴取りを行う場面では、被害児童生徒本人のストーリーにおいて、嫌な気持ち、辛い気持ち、怖い気持ち等を減らしていく取組を行う。
- ・例えば、安心できる人は誰か、安全な場所はどこか、ストレスを和らげるグッズはあるか、食事や睡眠は十分かなどを確認しながら、日常を取り戻す作業を一緒に行う。
- ・それと同時に、いじめの問題等について学んできたことと、自分の中で起きていることの整理を行い、児童生徒が自分自身に責任を感じたり、復讐しようとしたり、いじめの問題に飲み込まれたりしないようにしている。
- ・また、安全安心を取り戻す中で、孤立しないようにすることが重要であり、加害側や観衆だけに目を向けることなく、傍観者や仲裁者などのクラスメイトの存在に気付かせている。
- ・学校を巡回し、児童生徒等との面談を行う際、先生方から児童生徒について情報提供をいただくなどの協力を得ているが、すばらしい先生、頑張っている先生に出会うことが多い。
- ・激務の中で、先生方も困ってはいないのか、誰を頼ればいいのかと疲弊していないのか心配である。
- ・今の世の中、学校の課題に目が行きがちであるが、学校のストロングポイントに注目することが、児童生徒のためになるのではないかと考えている。

(委員)

- ・子ども総合相談センターでは、就学前から18才までのお子さんの相談を受けており、相談者の9割以上は母親である。相談内容によっては、学校への批判を耳にすることもある。
- ・旭川モデルの構築にあたり、まずは、教職員を対象とした研修の充実が大切であると考えます。
- ・いじめの未然防止、早期発見は、いつも児童生徒を近くで見ている学校の先生方の力が必要である。
- ・いじめの早期発見には、アンケート調査が有効であるが、相談するのは勇気があることではないか。せっかくアンケートにSOSを出したのに助けてもらえなかったということがあってはならない。
- ・被害側は、いじめを機に不登校になってはならないし、加害側は家庭への支援が必要な場合もあることから、早期対応・早期解決における児童生徒や保護者への支援など、学校ができることとできないことを明確にし、関係機関が連携することを考えるとよい。

(委員)

- ・二人の話を伺い、学校を預かる身としては、勇気をいただいた。
- ・条例の制定を機に、今後も学校と関係機関の連携を深めるとともに、様々な方面から応援いただくようお願いしたい。

(委員)

- ・本日は、学校を預かる者として、貴重な御意見を伺うことができた。
- ・学校においては、いじめの定義に基づく認知に向け、教職員のいじめへの感度を高める取組を進めており、誰か一人でも気になったら対応しているところである。
- ・条例の制定を機に、学校と保護者、地域、関係機関の方々も同じ目線でいじめの定義に基づく認知が進むことを願っている。
- ・早期発見、早期対応、早期解決と言われるが、何をもって早期なのか、どうすれば早期に発見、対応、解決できるのかをこれからも考えていきたい。
- ・いじめの早期発見に向けては、児童生徒にとって相談窓口がたくさんあった方がよい。低学年の頃から相談窓口を知っており、何かあったらすぐに相談できるように指導していきたい。

(会長)

- ・いじめの認知に関わり，ある講演会で講師の方が，都道府県別のいじめ認知件数のグラフを示し，いじめが一番少ないところはどこですかと質問されたことがある。
- ・その講師の方は，認知件数の多い県を選び，その理由として，これだけ多くの認知件数があるという事は，いじめの芽ともいえる軽微なものから認知しているということであると説明された。
- ・いじめの認知については，このような見方もあることを紹介して議題2を終わる。

(3) 議題3 各機関の取組について

○旭川法務局から，旭川地方法務局及び旭川人権擁護委員協議会の取組について情報提供

- ・人権相談カード（子ども人権110番）及び人権の花運動の取組

○旭川東警察署から，非行防止教室等について情報提供

- ・非行防止教室，薬物乱用防止教室，いじめの防止教室及び命の大切さを学ぶ教室等の取組
- ・北海道警察スクールサポーター制度の取組
- ・北海道警察本部少年サポートセンターの少年相談110番の取組

○旭川市子ども総合相談センターから，相談窓口について情報提供

- ・旭川市子どもホットライン及びメール相談の取組

○旭川市PTA連合会から，今年度の研究大会の開催について情報提供

- ・11月6日（日）に旭川地場産業振興センターで開催予定の研究大会の案内

(4) 議題4 その他

※特になし

7 閉会